

はじめに

新たな広域道路交通計画の策定について

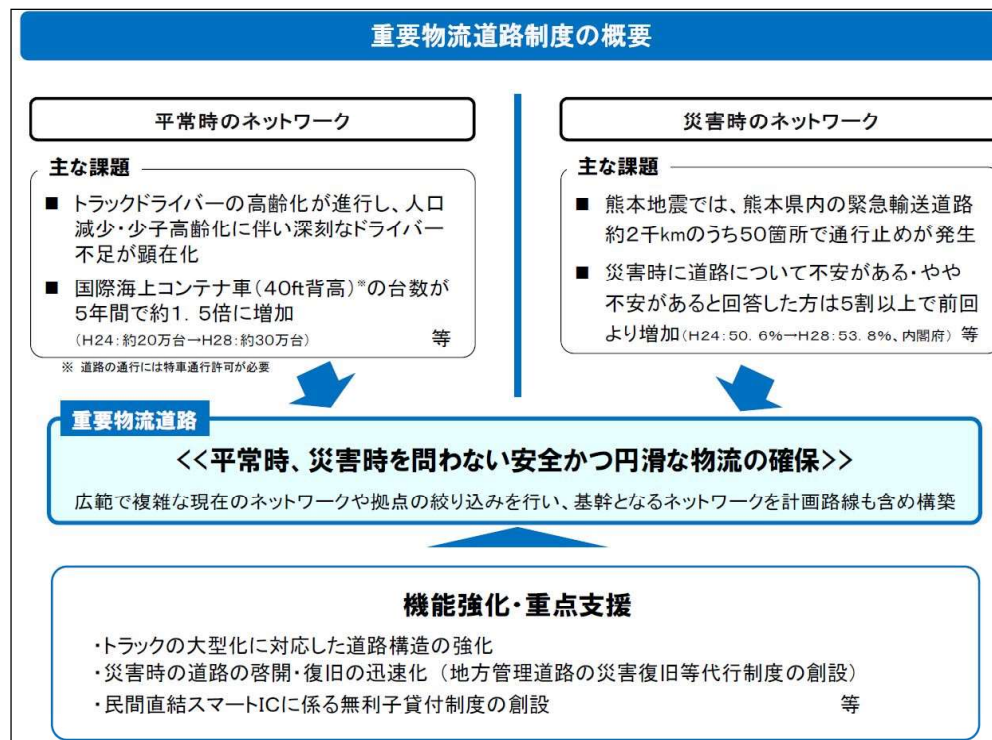
近年では、働き手の減少によるドライバー不足が深刻化する中で、国際海上コンテナ車の増加やトラックの大型化に対応し、道路の機能強化により物流生産性の向上を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、激甚化する自然災害に対し、事前防災・減災の考え方にに基づき、災害に対する幹線道路ネットワークの脆弱性を克服することも求められている。

これを踏まえ、平成30年3月30日に成立、同月31日に公布、9月30日に施行した「道路法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第6号）により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路制度」が創設された。

この制度による「重要物流道路」の指定にあたっては、新たな国土構造の形成、グローバル化、国土強靱化等の社会の要請に応えるため、新たな広域道路ネットワーク等を幅広く検討した上で、効果的に指定する必要がある。

このため、熊本県では、中長期的な観点から広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」及び「新広域道路交通計画」を策定した。



計画の期間

本計画の対象期間は、概ね 20～30 年間とする。

ただし、社会経済情勢の変化や制度の変更などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。

計画の策定主体

本計画は、熊本県及び熊本市が策定するものである。

本計画の目的と背景

熊本県及び熊本市の将来像の実現に向けて、本計画に位置付けた取組を計画的に実施することにより、活力ある地域経済を支えるとともに、災害に強く、安全安心な熊本の創造を目指すものである。

計画の構成

本計画は、「新広域道路交通ビジョン」と「新広域道路交通計画」の 2 部構成となっている。

「新広域道路交通ビジョン」では、熊本県の広域的な道路交通に関する将来像について、平常時・災害時、及び物流や人の交流の観点から、3 つの方向性を示す。

「新広域道路交通計画」では、ビジョンに基づき、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保・活性化するためのネットワーク計画やそれらと連携した計画を示す。